

アプリ開発者が知っておくべき アプリデベロッパー規約に関する最新トピックと法規制動向



2022.1.19

STORIA法律事務所

弁護士 杉浦健二

本ウェビナーのコンセプト

アプリ開発者の方に向けて、
アプリストアが定めているデベロッパー向け規約や
審査ガイドラインの基本的な構造や内容と、
近年の重要なトピックについて
約60分で説明させていただきます。



弁護士法人STORIA <https://storialaw.jp>
STORIA法律事務所東京オフィス パートナー

▼主な取扱分野

デジタルプラットフォーム、アプリ、ウェブサービス等のオンラインビジネスをめぐる法的問題、個人情報保護法制を踏まえた個人データの利活用、AI・データに関する法律問題を主に扱う。近年はデータビジネスのスキーム構築（個人情報、著作権の処理など）に携わる機会が増えている。

▼主な支援企業

AI/ITビジネス、SaaS等のウェブサービス、アプリ開発、デジタルプラットフォーム、SNS、ゲーム、マスメディア、エンタテインメントなど東証一部からスタートアップまで

▼注力する法分野

IT/AI/データ関連法、オンラインビジネス関連法（個人情報保護法、著作権法、DPF関連法など）

▼略歴

企業勤務を経て2007年弁護士登録
2015年STORIA法律事務所設立（東京・神戸）

▼メディア・寄稿等（直近）

- ・「ツイッターのシステム上生じるトリミングによる氏名表示権の侵害を認めた事例-リツイート最高裁判決-」知財管理71巻7号974頁、2021
- ・日本経済新聞、NHKニュースウォッチ9等 AIや個人情報保護法に関するコメント、取材協力
- ・関連ブログ「[アプリ開発者が知っておくべきデジタルプラットフォーム取引透明化法のポイント](#)」

本セミナーの項目（約60分）

1. アプリストアとアプリ開発者の契約関係

2. アプリストア デベロッパー規約の解説

3. アプリストアをめぐる近時の重要なトピック

- ・ アプリ内課金ルール（In-App Purchase）の最新動向
- ・ 韓国におけるアプリ内課金強制を禁止する改正電気通信事業法
- ・ 広告IDの利用制限 ほか

4. デジタルプラットフォーム取引透明化法のポイント

※本資料を構成する各情報は、本ウェビナー開催時（2022年1月19日）における適用法令を前提としております。本資料内で紹介するアプリストアの各規約やガイドラインは、最新版と異なる場合があります。ご活用にあたっては、常に最新の法令や規約、ガイドライン等（規約やガイドラインについては英語版）をご確認いただきますようお願いいたします。

※本資料においては、理解のしやすさを優先する目的で、法令上の記載やアプリストアの各規約、ガイドラインとは異なる簡易な表現を用いたり、例外的なケースについて省略している部分があります。

※ウェビナー中、意見や評価にわたる部分は講演者の個人的見解であることを申し添えます。

アプリストアをめぐる近時の重要トピック

アプリストアをめぐる近時の重要トピック

2021年

[8月26日](#)

Apple、米国集団訴訟において、アプリデベロッパーが自社の決済方法をメールで案内することを認める和解案に応じる

[8月31日](#)

韓国でインアプリ決済強制禁止法（電気通信事業法改正案）が可決・成立

[9月2日](#)

公取委、Appleのリーダーアプリのアウトリンク許容方針を受けて審査終了を公表

[9月10日](#)

米裁判所、Epic対Appleの訴訟において、Appleに外部決済システムの利用を許可するよう命じる

[11月4日](#)

Google、韓国において自社の決済システムの強制利用措置を撤回すると発表

[12月8日](#)

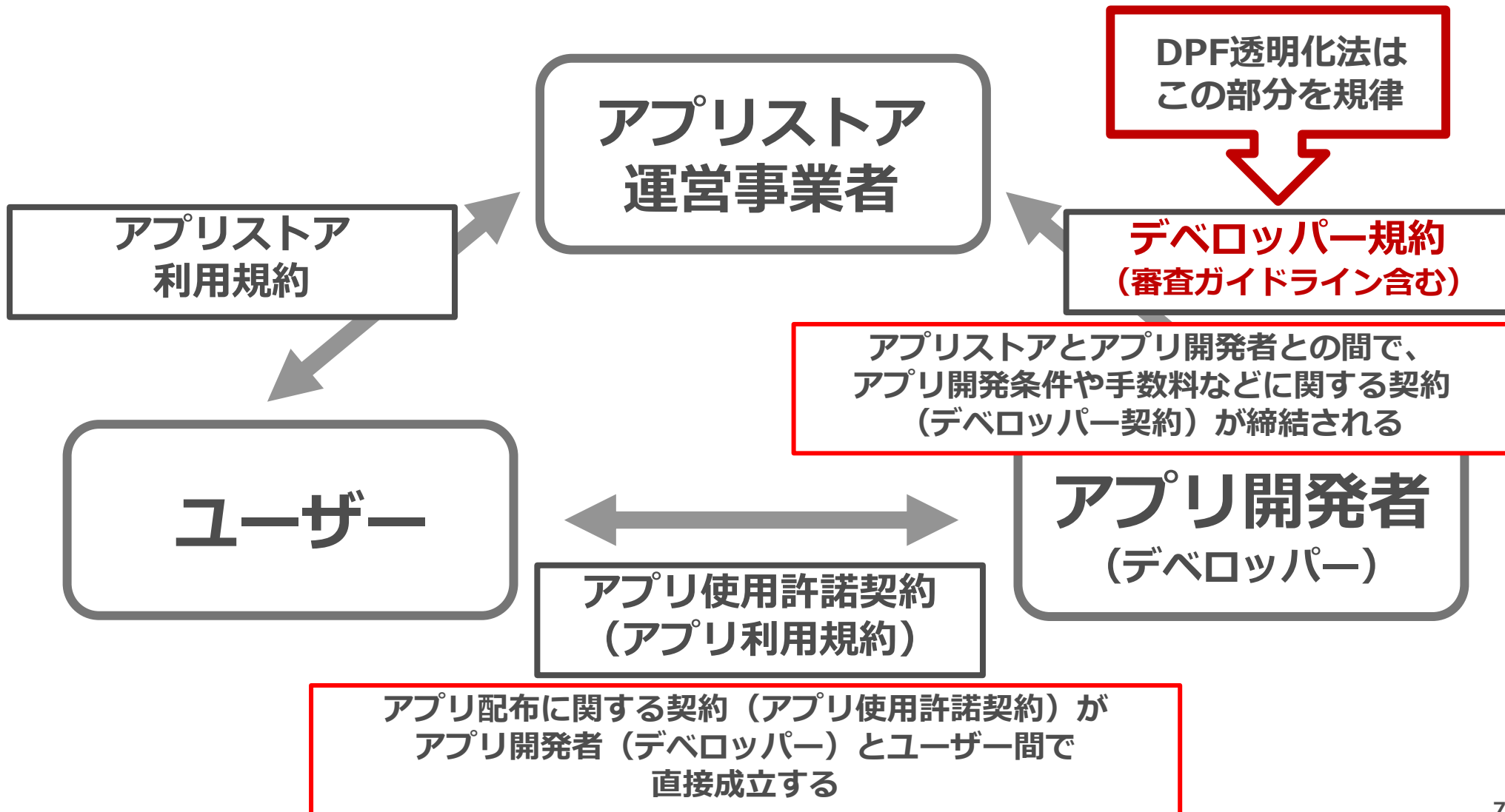
米控訴裁判所、Epic対Appleの訴訟において、外部決済システムの利用を許可する命令を控訴審の判決が出るまで停止

[12月24日](#)

オランダ消費者市場庁（ACM）、Appleに対し、デーティングアプリにおけるアプリ外課金許容を命じる

アプリストアをめぐる契約関係の整理

アプリストアをめぐる契約関係



アプリストア デベロッパー規約の構造

Apple

▶ [Appleデベロッパ向けの契約およびガイドライン](#)

Google

▶ [デベロッパーポリシーセンター](#)

【ご案内】

▶本資料においては、理解のしやすさを優先する目的で、アプリストアの各規約、ガイドライン、法令の文言を一部意識して表現したり、簡易な表現を用いたり、例外的なケースについて省略している部分があります。

▶アプリストアの各規約やガイドラインのうち、主要なものを取り上げております。

▶本資料内で紹介するアプリストアの各規約やガイドラインは、最新版と異なる場合があります。実際の検討にあたっては、常に最新の法令、各規約やガイドライン等（各規約やガイドラインについては英語版）をご確認いただきますようお願いいたします。

アプリストア デベロッパー規約の構造 (Apple)

主要なデベロッパー規約の構造 (Apple)

▶ Apple Developer Program使用許諾契約 メインとなる規約 (Apple Developer Program License Agreement、ADPLA)

▶ 付属書 1 ～ 7 (Attachment 1 ～ 7)

▶ 別紙 1 (Schedule 1) 無償アプリの配布条件

▶ 添付書類 A B C D (EXHIBIT A B C D)

▶ 別紙 2 (Schedule 2) 有償アプリ、コンテンツの配布条件

▶ 添付書類 A B C D E (EXHIBIT A B C D E)

▶ 別紙 3 (Schedule 3) カスタムApp関連の配布条件

▶ 添付書類 A B C D E (EXHIBIT A B C D E)

▶ App Store Reviewガイドライン アプリ審査ガイドライン

主要なデベロッパー規約の構造 (Apple)

▶ Apple Developer Program使用許諾契約 (ADPLA) の構造 (LM1011,2021年6月7日)

- 1 本契約の受諾、定義
- 2 内部使用ライセンスおよび制限
- 3 **デベロッパの義務**
- 4 プログラム要件または契約条項の変更
- 5 Apple証明書；取消し
- 6 アプリケーションの提出および選定
- 7 アプリケーションおよびライブラリの配布
- 8 プログラム料金
- 9 秘密保持
- 10 補償
- 11 契約期間および解除
- 12 保証の否認
- 13 責任の制限
- 14 一般法的条項

主要なデベロッパー規約の構造 (Apple)

▶ Apple Developer Program使用許諾契約 付属書 (Attachment) (LM1011, 2021年6月7日)

- 1 Appleプッシュ通知サービスおよびローカル通知に関する付加条件
- 2 In-App Purchase APIの利用に関する付加条件
- 3 Game Centerに関する付加条件
- 4 iCloudの使用に関する付加条件
- 5 パスに関する付加条件
- 6 Appleマップサービスの使用に関する付加条件
- 7 Safari拡張機能に関する付加条件

主要なデベロッパー規約の構造 (Apple)

▶ App Store Reviewガイドライン (審査ガイドライン) の構造 (最終更新日2021年10月22日)

はじめに

提出前

1. 安全性
2. パフォーマンス
3. ビジネス
4. デザイン
5. 法的事項

提出後

アプリストアとの契約で理解しておくべき 重要な条項 (Apple)

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項（Apple）

Apple 別紙2 デベロッパを代理してエンドユーザーにアプリを販売（日本）

1. 代理人およびコミッショナーの指名

1.1 デベロッパは、本契約により、AppleおよびAppleの子会社（以下「Apple」と総称します）を、(i) 本別紙2に対する添付書類A第1条に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙2に対する添付書類A第2条に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名するものとします。デベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store Connectツールにおいて定められなければならない。かつ、Appleによって随時アップデートされることがあるものとします。デベロッパは、Appleが、1つ以上のApp Storeを通じて、デベロッパのために、デベロッパに代わり、ライセンスアプリケーションを販売し、かつエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。

Apple 別紙2 添付書類A

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条（注：委任契約）に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項（Apple）

Apple Developer Program使用許諾契約

1. 本契約の受諾、定義「注記」、2.9

- ・ **アプリ開発を第三者に委託することはできるが、アプリは自身のデベロッパーアカウントでアプリを提出、配信することを要する**

(ガイドライン4.2.6 有料のテンプレートサービスを用いたAppは、あくまで顧客自身から提出されない限り却下される)

- ・ **開発を受託した第三者がデベロッパーアカウントで行う行為は、デベロッパー自身の行為とみなされ、デベロッパーはAppleに対して責任を負う**

3.3 プログラム要件

いかなるアプリも、第3.3条に定められた、ドキュメントおよびプログラム要件のすべてに従って開発されなければならない

3.3.12 広告識別子（IDFA）及び広告識別子（IDFA）を通じて取得したあらゆる情報は、広告をするためにのみ使用可能

4. プログラム要件または契約条項の変更

- ・ **Appleは、プログラム要件または本契約の条項を、いつでも変更することができる。デベロッパーは新たなプログラム要件や条項に承諾する必要がある。同意しない場合、アカウント停止・削除される可能性がある。**

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Apple)

Apple Developer Program使用許諾契約

9.3 Appleに提出された情報は秘密情報とはみなされないこと

・ Appleは、デベロッパのアプリケーションについての情報、ライセンスアプリケーション情報、およびメタデータ等の**デベロッパが提供することのある一切の情報について、秘密保持義務を負わない**。デベロッパは、これらの開示情報が非秘密情報であることに同意する。**Appleは、デベロッパ開示情報を補償なくして、自由かつ無制限に使用及び開示できる。**

10. 補償

デベロッパが、DPLA等の契約違反、第三者の知的財産権等の権利侵害などを理由としてAppleに損害を負わせた場合、デベロッパはこれらの一切の損失や費用（弁護士報酬および訴訟費用を含むがこれに限定しない）を補償する

11.2 解除

以下に該当すれば、アカウントは即時削除。

(a)本契約違反の通知を受領してから30日以内に是正をしなかった場合

(g)**アプリ審査において機能を隠した場合、ユーザーのレビューを改ざんした場合、支払い不正に関与した場合、誤解を招く行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為にかかわった場合、または他者をかかわらせた場合。**

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項（Apple）

Apple Developer Program使用許諾契約

13. 責任の制限 50米ドルを上限とする免責条項

適用法令により禁止されない範囲内において、いかなる場合も、Appleは、本契約、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、サービス、Apple証明書のデベロッパによる使用もしくは使用不能、またはプログラムにおけるデベロッパによる開発努力もしくは参加に起因または関連する、逸失利益、データの消失、事業の中断、またはその他の商業的な損害もしくは損失を含みますがこれらに限定されない、人身傷害、または一切の偶発的、特別、間接的、結果的、もしくは懲罰的な損害について、それが契約、保証、不法行為（過失を含みます）、製造物責任、またはその他のいづれに基づいて発生したかにかかわらず、**Appleが当該損害の可能性を示唆されていた場合であっても、かつ、救済措置の主たる目的が達成されない場合であっても、一切責任を負いません。いかなる場合も（人身傷害に関わる場合に適用法が要求する場合を除いて）、本契約におけるすべての損害に関するデベロッパに対するAppleの賠償責任総額は、50 米ドルを上限とします。**

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項（Apple）

Apple Developer Program使用許諾契約

14.2 データの収集および使用に対する同意 D. Appleサービス

Appleサービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパはAppleとその子会社が、Appleサービスから診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報のすべてを収集および使用することを同意する

さらに、デベロッパは、Apple等が、Appleブランド製品上またはそれに接続して実行する製品およびサービスを改良できるようにする目的で、診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報（個人識別情報を除く）を共有する場合があることに同意する

14.10 紛争解決、準拠法

本契約、Appleソフトウェア、またはデベロッパとAppleとの関係に起因または関連して生じた、**デベロッパとAppleとの間の訴訟またはその他の紛争は、カリフォルニア州北部地区で行われるものとし、同地区内の州、連邦裁判所の対人管轄権と独占的裁判地に同意する。米国法およびカリフォルニア州法が準拠法。**

14.11 完全合意、適用言語

本契約書の翻訳は、参考として提供されるものであり、英語版とそれ以外の言語版とで差異矛盾がある場合、英語版が適用される

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項（Apple）

別紙 2（Schedule 2） エンドユーザーとの使用許諾規約に盛り込む最低条件

4.2 デベロッパは、デベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに対して提出できる。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、**本別紙 2 の添付書類Dに定める最低条件を盛り込む**こととし、この最低条件との齟齬があつてはならない。デベロッパーが使用許諾契約をAppleに提出しない場合、Appleの標準エンドユーザー使用許諾契約が適用される。

→別紙 2（Schedule 2） 添付書類D

エンドユーザー使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

- ・ エンドユーザー使用許諾契約はデベロッパーとエンドユーザーの間でのみ締結されたものであり、デベロッパーのみがアプリやコンテンツに関する全責任を負う
- ・ Appleはアプリに関するいかなるメンテナンスやサポートの責任を負わない
- ・ 第三者から知財侵害の請求があった場合、デベロッパは当該請求に関する解決等について全責任を負い、Appleは一切その責任を負わない
- ・ デベロッパの名前、住所、質問や苦情窓口となる連絡先情報などを記載など

⇒別紙 1（schedule 1）でも同様の規定が設けられている（別紙 1 3.2）

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Apple)

別紙2 (Schedule 2) DPLAやGL違反はアプリ削除、アカウント停止になり得る

7.3 Appleは、いつでも、理由の如何にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの販売、提供、およびダウンロードの許可を中止する権利を留保します。

(iv) デベロッパが、本契約、本別紙1、または、App Store Reviewガイドラインを含みますがこれらに限定されない、その他のドキュメントの条件に違反している場合、Appleは、Appleの自由裁量により、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの一部または全部のダウンロードの許可を中止し、またはその他の暫定的措置を講じることがあることについて、認めるものとします。

⇒別紙1 (schedule1) でも同様の規定が設けられている(別紙1 6.3)

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Apple)

別紙2 (Schedule 2) エンドユーザーへの返金

6.3

- ・以下のいずれかの場合、Appleは、エンドユーザーが支払った価格の全額をエンドユーザーに返金することができる
 - (i) **エンドユーザーがアプリをDLした日から90日以内**、もしくは自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内（かかる自動更新サブスクリプション期間が90日未満である場合）に、エンドユーザーが当該アプリの解約を希望している旨の通知もしくは請求をAppleが受け取った場合
 - (ii) **アプリがデベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求をAppleが受け取った場合**
- ・Appleがエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該アプリ価格相当額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与する（次月の売上と相殺処理される）

3.4 手数料、[App Store Small Business Program](#)について

原則30%、前暦年の全Appの合計収益額が100万米ドル以内の場合は15%

サブスク期間が1年を超えたユーザー分は15%

物理的な商品やサービスは手数料対象外

アプリストアとの契約で理解しておくべき
重要な条項 (Google)

主要なデベロッパー規約の構造 (Google)

▶ Google Play デベロッパー販売 / 配布契約

1. 定義
2. 本契約への同意
3. 取引関係、価格、支払い、および税金
4. デベロッパーによる Google Play の使用
5. 許可
6. ブランド表示および広報
7. プロモーション活動
8. 対象製品の削除
9. プライバシーおよび情報
10. 本契約の終了
11. 表明および保証
12. 保証に関する免責事項
13. 責任の制限
14. 補償
15. 契約の変更
16. 法的一般条項

▶ デベロッパー プログラム ポリシー (審査ガイドライン)

[▶ デベロッパーポリシーセンター](#)

[▶ ヘルプ](#)

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Google)

Googleをマーケットサービスプロバイダに指定、デベロッパーが直接販売契約

Google Play デベロッパー販売 / 配布契約

3. 取引関係、価格、支払い、および税金

3.1 デベロッパーは、デベロッパーの対象製品を Google Play で利用可能にするにあたり、こちらに概要が規定されているとおり、**Google をデベロッパーの代理人またはマーケットプレイス サービス プロバイダに任命します。**



Google Play ユーザーへの配布がサポートされている国や地域

販売における Google と登録者（デベロッパーや販売者）の役割:

登録者は、以下の国のユーザーに対して Google Play を通じて対象製品を提供するにあたり、Google Asia Pacific Pte. Ltd. をマーケットプレイス サービス プロバイダに指定します。

Google がマーケットプレイス サービス プロバイダを務めるにあたり、登録者は、当該プロダクトの売買について、**登録者とユーザーとの間で直接販売契約が適用されることを了承します。**また、登録者は、Google の指定するその他の利用規約も当該ユーザーに適用される場合があることを了承するものとします。

日本

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Google)

デベロッパーがエンドユーザーに対する最終責任を負う

Google Play デベロッパー販売 / 配布契約

3. 取引関係、価格、支払い、および税金

3.4 (略) デベロッパーは、…ユーザーに対してデベロッパーが Google Play を通じて販売または提供する対象製品について最終販売責任を負う商業者 (Merchant of Record) です。 (略)

4.7 ユーザーは、デベロッパーの対象製品に何らかの欠陥やパフォーマンス上の問題があった場合にはデベロッパーに連絡するよう説明を受けています。デベロッパーと Google の間において、デベロッパーの対象製品のサポートおよび保守ならびにデベロッパーの対象製品に関する苦情への対応についてはデベロッパーが単独で責任を負うものであり、Google は一切責任を負うものではありません。

4.10 デベロッパーの対象製品 (Google Play API の使用を含む)、およびデベロッパーの行為の結果として生じた影響 (Google が被った損失または損害を含む) については、デベロッパーが単独で責任を負うものであり、Google はデベロッパーに対して一切責任を負うものではありません。

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Google)

Google Play デベロッパー販売 / 配布契約

3.4 サービス手数料

販売価格に対して「サービス手数料」([こちら](#)に定めるとおりとし、第 15 条に規定するデベロッパーへの通知をもって随時 Google が改訂することがある) が課され、支払い処理業者、および認定プロバイダ (該当する者が存在する場合) に分配されます。

⇒2021 年7月1日より、全デベロッパーを対象として、サービスの年間売上高の最初の 100 万ドル (USD) まではサービス手数料が 15%。これを超える部分は 30% ([Google Play サービス手数料の変更 \(2021 年\)](#))

⇒ 2022年1月1日より、サブスクサービス手数料は最初から15%に([サービス手数料](#))

3.8 返金

デベロッパーは、Google が[こちら](#)に掲載している Google Play の払い戻しポリシーまたはデベロッパーに提示された地域別バージョンに従ってユーザーに払い戻しを行うことを許可し、Google がこれらの払い戻しの金額をデベロッパーへの支払いから差し引くことに同意します。[払い戻しポリシー](#)

1. **48 時間以内:** 購入の内容によっては払い戻しを受けられる場合があります。[こちらの手順](#)に沿って手続きしてください。
2. 48 時間経過後: [デベロッパーに問い合わせ](#)てトラブルシューティングを試してから、払い戻しの対象となるかどうかをご確認ください。デベロッパーでは独自のポリシーと法的要件を定めており、払い戻しに応じられる場合があります。

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Google)

Google Play デベロッパー販売 / 配布契約

4.1 デベロッパーおよびデベロッパーの対象製品は、[デベロッパー プログラム ポリシー](#)を遵守していなければなりません。

4.7有料の対象製品またはアプリ内取引の場合、デベロッパーは、**カスタマー サポートの問い合わせに対しては 3 営業日以内、Google が緊急案件と指定したサポートや対象製品の問題については 24 時間以内**に応答することに同意します。

5.3デベロッパーは、自身が希望する場合には、別途対象製品に対するユーザーの権利を規定するエンドユーザー ライセンス契約（「EULA」という）を対象製品に添付することができます。ただし、当該 EULA と本契約の間に矛盾がある場合は、本契約が EULA に優先するものとします。

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Google)

Google Play デベロッパー販売 / 配布契約

審査リジェクト、アカウント停止、アプリ削除

8.3

Google は、対象製品またはその内容を監視する義務を負うものでもありません。Google が対象製品もしくはその一部が以下のいずれかに該当することを知り、かつ自身の単独の裁量においてそのように判断した場合、**Google は、自身の単独の裁量において、対象製品を否認とする、Google Play または端末から対象製品を削除する、Google Play での対象製品の公開を停止する、対象製品の Google Play への掲載を制限する、または対象製品の分類を変更することができるものとします。**

(a) 適用される法律に違反している場合。

(b) 本契約、適用されるポリシーもしくはその他の利用規約 (Google がいつでも更新できる) に違反するものである場合。

本第 8 条 3 項に基づき、デベロッパーの対象製品が Google Play で否認となった、Google Play や端末から削除された、あるいは Google Play での配布が停止された場合、**Google はデベロッパーに対する支払いを留保することができるものとします。**

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Google)

Google Play デベロッパー販売 / 配布契約

10 本契約の終了

10.3 Google は、

(a) デベロッパーが本契約、秘密保持契約、その他の Google Play または Android プラットフォームに関連する契約の規定に違反した場合、

(b) 法律により解約を義務付けられた場合、

(c) デベロッパーが認定デベロッパーでなくなった、必要な条件を満たすデベロッパーでなくなった、または Android ソフトウェアの使用を禁止された場合、

(d) Google が Google Play の提供を終了すると決定した場合、または

(e) デベロッパー、もしくはデベロッパーの対象製品が、Google、ユーザー、または第三者パートナーに、経済的、レピュテーションまたは安全上の悪影響を及ぼす可能性がある場合、

書面にて直ちに、または適用法によって義務付けられている場合、30 日前までに書面にて通知することにより、**デベロッパーとの本契約を終了できるものとします。**

また、適用法によって許可されている場合、Google は、理由を問わず、30 日前までに書面にて通知することにより、デベロッパーとの本契約を終了できるものとします。

Google が本契約を終了した場合、デベロッパーは Play Console にアクセスできなくなります。アカウントの停止については、[こちら](#)で詳しく説明しています。

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Google)

Google Play デベロッパー販売 / 配布契約

13 責任の制限

法律で認められる最大限の範囲内において、デベロッパーは、Google、その子会社および関連会社、ならびにそのライセンサーが、**デベロッパーに発生した間接損害、偶発的損害、特別損害、結果的損害、または懲罰的損害（データの喪失を含む）**について、Google またはその代理人が当該損失が発生する可能性について告知されていたかどうか、または知っていたはずであるかどうかにかかわらず、**いかなる責任法理のもとでもデベロッパーに対して責任を負わないことを理解し、これに明示的に同意します。**

アプリストアとの契約で理解しておくべき重要な条項 (Google)

アカウント、登録、お支払いに関する問題 (アカウント停止に関する記載)

アプリを Google Play に公開すると、[Google Play デベロッパー プログラム ポリシー](#)と[デベロッパー販売 / 配布契約](#)を遵守することに同意したものと見なされます。Google には、アカウントの停止前にお客様に警告を送信する義務はありません。

アプリの削除、販売または配布の停止、警告の対象になると、Google Play Console アカウントの状態が良好ではなくなります。ポリシー違反を繰り返したり、重大なポリシー違反を犯したりすると、Google Play Console アカウントが停止される場合もあります。

アカウントが停止された場合

デベロッパー アカウントが停止されると、公開中のすべてのアプリが Google Play から削除され、そのアプリに関連付けられているユーザー、統計情報、評価の情報が削除されます。また、新しいアプリを公開することもできなくなります。

デベロッパー販売 / 配布契約に違反したためにアカウントの停止措置を受けたデベロッパーからのアプリは、以降受け付けられません。新しく Google Play Console アカウントに登録した場合も同様です。また、関連するすべてのアカウントも永久に停止されます。新たに作成しようとしたアカウントも停止され、支払ったデベロッパー登録料は払い戻されません。

アカウント停止に対する再審査請求

停止された Google Play Console アカウントをサポートチームが復元できるのは、なんらかの誤認があり、アカウントやアプリがデベロッパー販売 / 配布契約に違反していないと判断された場合のみです。

アカウントが誤って停止されたと思われる場合は、[再審査請求](#)できます。

アプリ内課金 (In-App Purchase) と最新動向

アプリ内課金とは

▶アプリ内課金とは

アプリの中で、追加のコンテンツを購入したりサブスクリプションを申し込んだりできる仕組みのこと（[Apple「App 内課金とは？」](#)）。AppleではIn-App Purchase（IAP）、GooglePlayではIn-App billing

▶アプリ内課金の種類

- ・消耗型（ゲーム内通貨やアイテム）
- ・非消耗型（広告削除、追加機能のロック解除、アップグレードなど）
- ・サブスクリプション型（自動更新／非自動更新）

▶小規模事業者の手数料は15%（2022年1月時点）

- ・App Store Small Business Programにより、前暦年の全Appの合計収益額が100万米ドル以内の事業者については15%（2021年1月～）
- ・GooglePlayでは、年間収益100万ドルまではどの事業者も15%（2021年7月1日～）

アプリ内課金とは

「アップルは「iPhone」や「iPad」などの自社製品上で配信する有料アプリやアプリ内で販売するコンテンツについて、販売額の15～30%に相当する手数料を徴収している。開発者の間では高い手数料負担への不満がくすぶっており、公取委は16年ごろから調査に乗り出していた」

「手数料負担を嫌う開発者の多くは、アプリ内でコンテンツをあえて買えない設定にして手数料を回避している。例えば米アマゾン・ドット・コムはiPhone向けの電子書籍アプリ内では新たな本を購入できないようにしており、消費者はパソコンのブラウザーなどでアマゾンのウェブサイトを訪れて電子書籍を購入する必要があった」

（日本経済新聞2021年9月2日「[Apple、書籍などアプリ規約変更 日本の公取委調査受け](#)」）

Apple、メール等でアプリ内課金以外の決済方法を案内することを許容（2021年10月22日GL改訂）

アプリストアをめぐる近時の重要トピック

2021年

[8月26日](#)

Apple、米国集団訴訟において、アプリデベロッパーが自社の決済方法をメールで案内することを認める和解案に応じる

→2021年10月22日付でReviewガイドライン改訂

[8月31日](#)

韓国でインアプリ決済強制禁止法（電気通信事業法改正案）が可決・成立

[9月2日](#)

公取委、Appleのリーダーアプリのアウトリンク許容方針を受けて審査終了を公表**→2022年にReviewガイドライン改訂予定**

[9月10日](#)

米裁判所、Epic対Appleの訴訟において、Appleに外部決済システムの利用を許可するよう命じる

[11月4日](#)

Google、韓国において自社の決済システムの強制利用措置を撤回すると発表

[12月8日](#)

米控訴裁判所、Epic対Appleの訴訟において、外部決済システムの利用を許可する命令を控訴審の判決が出るまで停止

[12月24日](#)

オランダ消費者市場庁（ACM）、Appleに対し、デーティングアプリにおけるアプリ外課金許容を命じる

▶3.1.3が修正。Appを通じて入手したメールアドレス宛に、App内課金以外の支払い方法を案内することが可能になった。

App Store Reviewガイドライン(**取り消し線の個所が削除された**)
3.1.3 その他の購入方法：次に挙げるAppでは、App内課金以外の購入方法を利用することができます。**ただし、このセクションで挙げるAppでは、App内課金以外の購入方法の利用をApp内でユーザーに促すことは許可されません。**
~~またデベロッパは、Appを通じて入手した情報を使用して、App内課金以外の購入方法を利用するようAppの外部で個々のユーザーに呼びかけることはできません（App内でアカウントに登録した個人に、ほかの購入方法について知らせるEメールを送信するなど）。~~**ただし、Appとは無関係の手段で、デベロッパがユーザーベースに対してApp内課金以外の購入方法に関するコミュニケーションを送信することは許可されます。**

「デベロッパがさらに柔軟にお客様に到達できるようにするため、Appleは、デベロッパがメールなどのコミュニケーションを使ってiOSアプリケーション以外の支払い方法に関する情報を共有することも明確にしています。これまでどおり、アプリケーションやApp Store以外で行われた購入については、デベロッパがAppleに手数料を支払うことはありません。ユーザーはコミュニケーションを受け取ることに同意する必要がある、これに同意しない権利を有します。」
(Appleウェブサイト2021年8月26日付「Appleと米国のデベロッパが、ビジネスをサポートしながらユーザーの素晴らしい体験を維持できるApp Storeのアップデートに合意」)
<https://www.apple.com/jp/newsroom/2021/08/apple-us-developers-agree-to-app-store-updates/>

▶5.1.1 (x)が新規追加。アプリ内において、ユーザーの名前やメールアドレスなどの連絡先情報について「任意の」共有を求めることができるようになった。

App Store Reviewガイドライン

5.1.1(x) Appは、ユーザーの基本的な連絡先情報（たとえば名前やメールアドレスなど）の共有がユーザーの任意の選択であり、いかなる機能やサービスの提供もこれらの情報の共有を条件にしておらず、本ガイドラインのその他の規定（子どもからの情報収集に関する制限を含む）にすべて遵守するものである限り、これらの情報をユーザーにリクエストすることができます。

→ 5.1.1(x)は、連絡先情報の共有はあくまでユーザーの任意の選択であって、またいかなる機能やサービス提供も連絡先情報の共有を条件としてはならない、としている点に留意する。

→任意で取得したメールアドレス等に、アプリ内課金以外の支払い方法を案内できることになった。ただし、アプリ内で決済用WebサイトのURLを表示することは、現在のガイドライン上は禁止されていることに注意

Apple、2022年初頭より、
リーダーアプリのアウトリンク許容へ

Apple、リーダーアプリについてのアウトリンク許容へ

▶リーダーアプリとは

アプリ内でデジタルコンテンツを販売等しておらず、ユーザーがウェブサイト等で購入したデジタルコンテンツを専ら視聴等することに用いられるアプリ

▶現在のApp Store Reviewガイドラインではアウトリンクが禁止

- ・デベロッパーがアプリ内でデジタルコンテンツを販売する場合は、アプリ内課金を使用しなければならない
- ・アプリ内で、アプリ内課金以外の課金方法に誘導するボタンや外部リンクをアプリに含める行為（アウトリンク）は禁止

App Store Reviewガイドライン

3.1.3 その他の購入方法：次に挙げるAppでは、App内課金以外の購入方法を利用することができます。ただし、**このセクションで挙げるAppでは、App内課金以外の購入方法の利用をApp内でユーザーに促すことは許可されません。** Appとは無関係の手段で、デベロッパがユーザーベースに対してApp内課金以外の購入方法に関するコミュニケーションを送信することは許可されます。

3.1.3 (a) **「リーダー」App**：以前に購入したコンテンツまたはコンテンツのサブスクリプション（具体的には、雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオ）に、ユーザーがアクセスできるようにすることは許可されています。「リーダー」Appは、無料ユーザー層向けにアカウント作成の機能や、既存ユーザー向けにアカウント管理の機能を含めることができます。

Apple、リーダーアプリについてのアウトリンク許容へ

▶公正取引委員会の指摘（令和3年9月2日）

- ・アプリ内課金以外の選択肢が存在することは、デジタルコンテンツ等の価格を引き下げる効果を持ち得、消費者の利益となり得る
- ・アウトリンクを禁止する行為は、デベロッパーがアプリ内課金以外の販売方法を用意することを断念させるおそれがあり、独占禁止法上問題となり得る（公正取引委員会 令和3年9月2日「[アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について](#)」）

▶Apple、リーダーアプリのアウトリンク許容を発表（令和3年9月1日）

リーダーアプリ内に、**自社ウェブサイトへのリンクを1つだけ設置できるようにする改訂**を2022年初めに行うことを発表（[Apple 2021年9月1日「日本の公正取引委員会によるApp Storeの調査が終結」](#)）

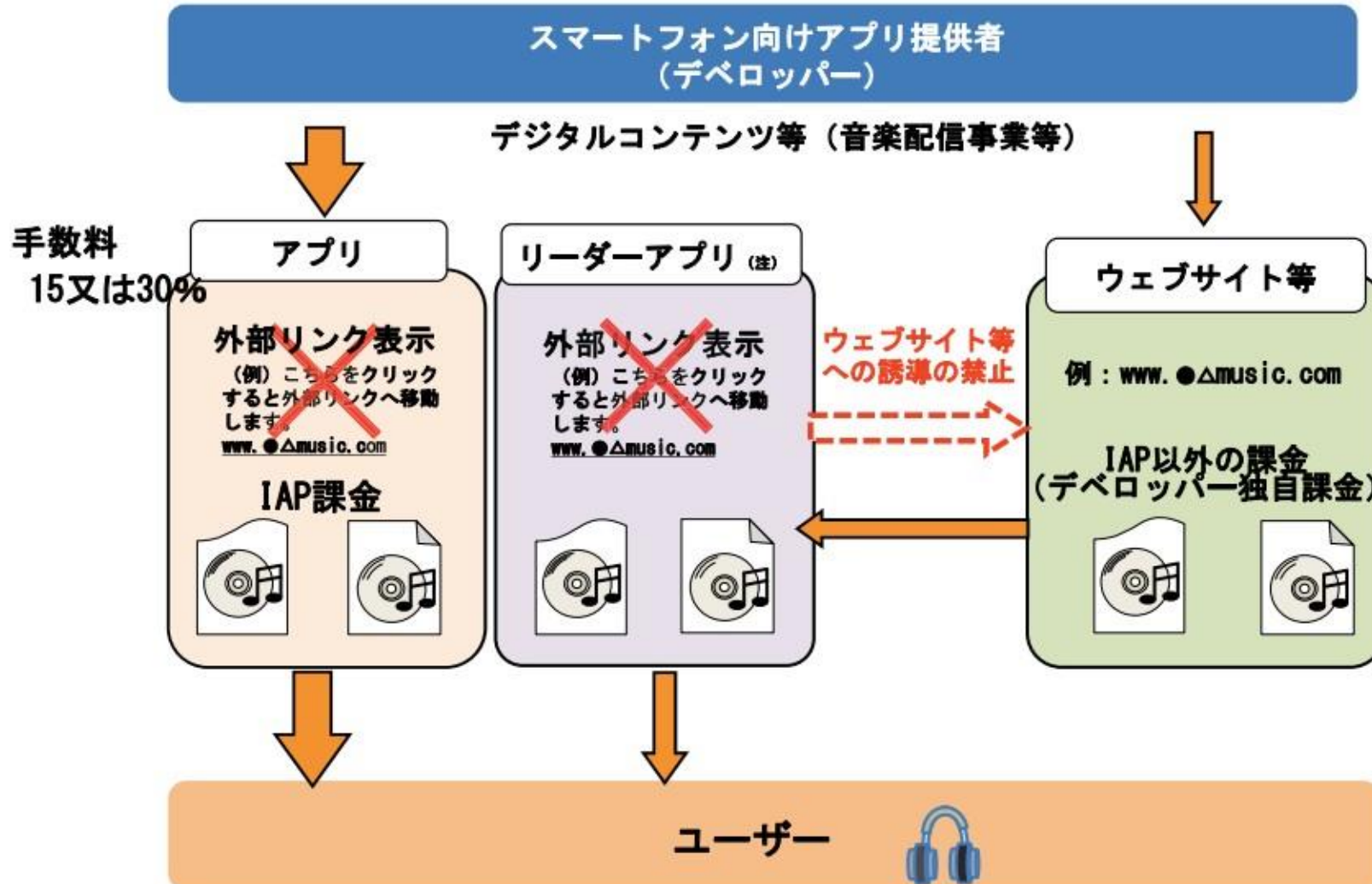
⇒リーダーアプリに限っては、一定の限度でアウトリンクが認められることに

（例：Kindleアプリに貼られたリンクからamazon.comに飛ばして外部決済が可能に）→Appleはこの変更について、日本のみならず「App Storeで公開されている世界中のすべてのリーダーアプリケーションに適用します」と公表

⇒あわせて、今後デベロッパーの予見可能性を高めるため、ガイドラインの明確化やアプリ審査の透明性の向上のための取組を進め、3年間にわたって年1回、公取委に報告する旨を申出

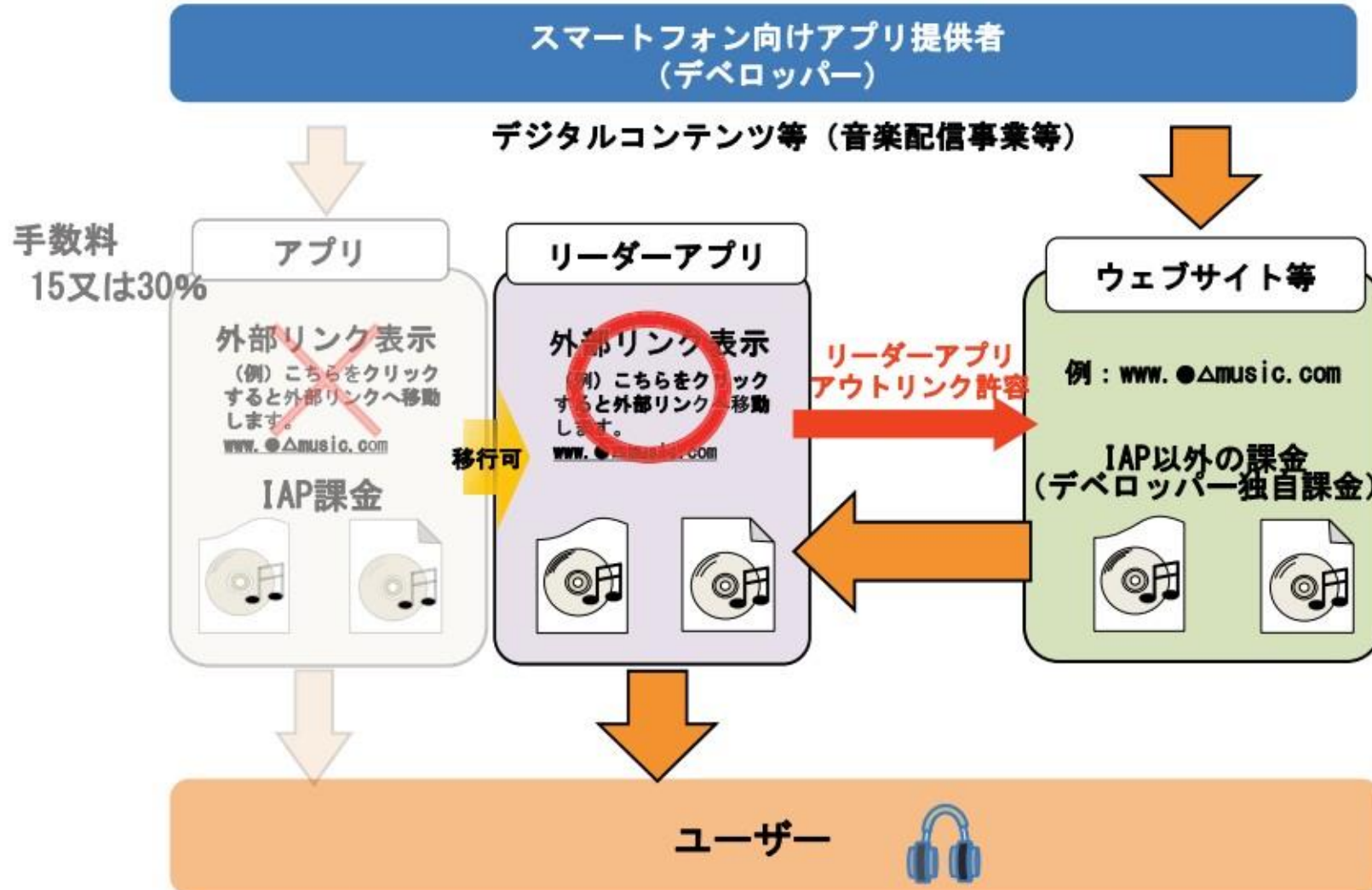
別紙

(現状) ウェブサイト等への誘導の禁止



(注) アプリ内でデジタルコンテンツ等を販売しておらず、ユーザーがウェブサイト等で購入したデジタルコンテンツ等を専ら視聴等することに用いられるアプリ。

(改善措置内容) リーダーアプリについてアウトラック許容



▶公正取引委員会の一問一答（抜粋）

一審査対象を動画などのコンテンツを閲覧する「リーダーアプリ」に限定した理由は何か。

「音楽配信、動画配信、電子書籍といった市場は著作権の負担が大きい。著作権料負担が販売価格の6～7割を超えることがある。30%の手数料を乗せるとほとんど利益がでない。アプリ開発者の努力で圧縮することが難しいため着目した」

一ゲームなどのアプリは決済手段制限が続く。容認しているのか。別の問題として今後注視していくのか。

「今回はゲームに問題あるのか、ないのかを判断したものではない。今後の審査についてはコメントを控える」

（日本経済新聞・2021年9月2日「[Apple調査に5年、公取委「時に激しい議論」会見要旨](#)」）

韓国で、アプリ内課金強制を禁止する改正法が成立
(2021年8月31日)

韓国で、アプリ内課金強制を禁止する改正法が成立

▶「インアプリ決済強制禁止法」が成立

・2021年8月31日、韓国で「インアプリ決済強制禁止法」（改正電気通信事業法）が成立。アプリストアは韓国内のユーザー向けに配信されるアプリにおいて、デベロッパーにアプリ内課金の利用を強制できなくなることに。

アプリ内課金を禁止するハードローが世界で初めて成立したことになる。（[日本経済新聞・2021年8月31日「アプリ決済の強制禁止、韓国で法改正」](#)）

韓国で、アプリ内課金強制を禁止する改正法が成立

▶韓国・改正電気通信事業法の条文（仮訳）

第50条（禁止行為）

1 電気通信事業者（第9号から第11号までの場合には、アプリストア事業者に限定する。以下、本条において同じ。）は、公正な競争や利用者の利益を害したり、害する恐れがある次の各号のいずれかに該当する行為（以下「禁止行為」という。）を…してはならない。

（9）アプリストア事業者がモバイルコンテンツなどの取引を媒介する際に、自らの取引上の地位を不当に利用して、**モバイルコンテンツなどの提供事業者**に特定の支払方法を強制する行為

（10）アプリストア事業者が**モバイルコンテンツなどの審査を不当に遅延する行為**

（11）アプリストア事業者が**アプリストアでモバイルコンテンツなどを不当に削除する行為**

尹鍾秀, 張朱奉, 渡部友一郎「プラットフォームによるアプリ内課金方法強制を禁じる韓国新法：ハードロー(禁止行為)によりアプリストア事業者を規制する改正韓国電気通信事業法」公正取引 (852) 70-75 2021年10月より引用

韓国で、アプリ内課金強制を禁止する改正法が成立

▶Googleのアプリ内課金に関する規約も、韓国改正法に対応した

[GooglePlayConsoleヘルプ> ポリシーセンター> お支払い](#)

1.Google Play で提供するアプリのダウンロードに課金する場合は、それらの取引の支払い方法として Google Play の課金システムを使用しなければなりません。

2.Google Play で配信しているアプリにおいて、アプリ内の機能やサービスへのアクセス（すべてのアプリ機能、デジタル コンテンツ、デジタル商品を含み、「アプリ内購入」と総称する）に対する支払いを必要とする、または受け付けている場合は、第 3 項または第 8 項に該当する場合を除き、それらの取引には Google Play の課金システムを使用する必要があります。

(略)

8.第3項に記載の条件に該当する場合([注:物理的な商品購入などアプリ内課金が使
用できない場合](#))を除き、スマートフォンおよびタブレット向けに Google Play で配信しているアプリで、**韓国のユーザーからのアプリ内購入に対する支払いを必要とする、または受け付けている場合は、デベロッパーとして追加のアプリ内課金申告フォームの提出を完了し、それに含まれている追加規約とプログラム要件に同意することにより、それらの取引に Google Play の課金システムに加えてアプリ内課金システムを提供することができます。**

韓国で、アプリ内課金強制を禁止する改正法が成立

▶Googleアプリ外課金の場合、手数料は4%減額されるが、手数料の支払義務は消滅していない ([お支払いポリシー](#))

グーグルは21年12月に韓国で法律に従い外部に決済を開放したが、同時にアプリ事業者へアプリストア利用などの名目で26%の手数料支払いを求め始めた。事業者はグーグルと外部決済事業者の両方に手数料を払うため、負担は当初と変わっていない。韓国の放送通信委員会はグーグルの対応を問題視し、同社と協議している。（日本経済新聞「Apple、苦渋の譲歩 韓国でアプリ外部決済を容認」[2022年1月12日](#)）

▶Appleも韓国においてアプリ外課金を容認へ。ただし手数料の支払義務自体は、Googleと同様、減額のうえで存続が予想される

2021年成立の韓国の法律に従い、同国で提供するサービスで外部決済を容認する意向を11日までに同国政府に伝えた。欧米でも同様の規制が強化されつつあり、アップルの事業転換が広がる可能性がある。（日本経済新聞 [上記記事](#)）

放送通信委員会によると、アップルは韓国のアプリストア上で手数料が30%より低い外部決済サービスを認める方針を示したという。適用時期などの詳細は明らかにしていないが、韓国内での手数料は今後下がる可能性がある。（日本経済新聞「Apple、韓国でアプリ外部決済受け入れ 国内法に対応」[2022年1月12日](#)）

(参考) Googleのアプリ内課金に関する規定

▶デジタルコンテンツに関するアウトリンクは、韓国ユーザー向け以外は禁止。
リーダーアプリに関しては、アウトリンクは禁止されているが、リンクを使わずに
購入方法に関する追加情報を提供することは可能 (Appleの改訂方針とはやや異なる)

自社のユーザーに対し、別の支払い方法を案内することはできますか？

はい。アプリ外で、別の購入方法をユーザーに自由に知らせることができます。メール マーケティングをはじめとするアプリ外のチャネルを使用して、定期購入の特典や特別価格も提供できます。

お支払いに関するポリシーで許可されている場合を除き、デベロッパーは Google Play の課金システム以外の支払い方法にユーザーを誘導することはできません。これには、別の支払い方法に誘導できるウェブページへの直接リンクや、アプリ外でデジタル アイテムを購入するようユーザーを促す文言の使用が含まれます。

デベロッパーは、そのページが最終的に、お支払いに関するポリシーで禁止されている別の支払い方法に誘導しない限り、アカウント管理ページ、プライバシー ポリシー、ヘルプセンターなどの管理情報にユーザーを案内できます。

消費専用のサービスやアイテム (アプリ内からユーザーがデジタル商品やサービスへのアクセスを購入することができないアプリ) については、デベロッパーは、次のような文言の使用を含め、直接リンクを使わずに購入方法に関する追加情報を提供することを選択できます。

- 「この書籍はウェブサイトで直接購入できます」
- 「定期購入をプレミアムにアップグレードするには、ウェブサイトに移動してください」
- 「この映画はアプリでレンタルすることはできませんが、ourwebsite.com でレンタルした映画はすべて、アプリですぐにご覧いただけます」
- 「もっとライフが必要な場合は、ウェブサイトでご購入ください」

オランダ消費者市場庁（ACM）、Appleにデーティングアプリにおけるアプリ外課金許容を命じる
（2021年12月24日）

Apple、オランダのデーティングアプリでアプリ外課金許容へ

▶オランダ消費者市場庁（ACM）、Appleに対し、デーティングアプリにおけるアプリ外課金許容を命じる（2021年12月24日）

「ACMはアップルの事業慣行が支配的地位の乱用に当たるかどうかについて、2019年に調査を開始。その後、調査対象はマッチ・グループが運営する「ティンダー」などデートアプリに絞られた。」

「ACMはアップルに対し、デートアプリ開発業者がアップル以外の決済の仕組みを使うのを認めるよう命じた。従わなければ最大5000万ユーロ（5660万ドル）の罰金を科すとした。1月15日までに是正策を講じるよう求めた。」

（REUTERS日本版「米アップルのアップストア、競争法に抵触＝オランダ独禁当局」[2022年12月27日](#)）

▶Apple、ACMの命令に従い、オランダのApp Storeに限ってデーティングアプリのアプリ外課金許容を発表（2022年1月14日）

- ・ただしACMの決定を不服として高等裁判所に控訴
- ・今回の変更が、ユーザーの体験を損ない、ユーザーのプライバシーとデータセキュリティに新たな脅威をもたらすことを懸念
- ・アプリ内課金システムの継続利用は可能

（Apple News and Updates“Update on dating apps distributed on the App Store in the Netherlands”[2022年1月14日](#)）

Epic Games 対 Apple訴訟 (米国)

Epic Games対Apple訴訟：これまでの経緯

※前回(第5回)資料を一部アップデート

- 2020年、Epic Games社は、アプリストアの課金システムを回避する独自の課金システムの導入を公表。これに対し、アプリストアを運営するAppleとGoogleは規約違反があったとして、Epic社のゲーム(フォートナイト)の配信を停止。
- この出来事を契機として始まった訴訟については、2021年9月10日に連邦地裁判決が出された。

Epic GamesとAppleのアプリストアを巡る問題の概要（時系列）

2020年	8月	13日、Epic Gamesがプラットフォーム課金の迂回サービスを発表 - 同日、AppleとGoogleが、Epic GamesのFortniteをストアから削除 - 同日、EpicがAppleとGoogleを反トラスト法違反で提訴、17日には開発者アカウント停止の差止請求を追加 24日、連邦地裁は初審理後、アプリ削除の差止請求を却下、エンジンは差止を認容 28日、AppleがEpicのアカウントを停止し、同社全アプリをストアから削除
	9月	8日、Appleが損害賠償を求めてEpicを反訴（カルフォルニア州北部地区連邦地裁）
2021年	5月	3日、Epic GamesがAppleのアプリストアの独占を訴えた訴訟のトライアル（日本でいう公判）開始
	9月	10日、Epic Games vs Appleの連邦地裁判決 12日、Epic Gamesが訴訟の判決を不服として上訴
	10月	11日、Appleが上訴、App Storeのルール見直しについて執行停止とする保留申立てを要請 22日、Appleはアプリ内課金以外の方法の紹介を条件付きで許可する規約改定を実施
	11月	9日、Appleの保留申立てを連邦地裁が却下、Appleは不服として上級審に請求し直し
	12月	8日、控訴裁判所がAppleの保留申立てを一部認める

出所) ITメディア <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2008/14/news055.html> (2020/9/9時点) / Business insider.com <https://www.businessinsider.com/apple-walked-right-into-epics-antitrust-trap-by-banning-fortnite-2020-8> (2020.08.14時点)

Forbes.com <https://www.forbes.com/sites/martineparis/2020/08/14/epic-games-sues-apple-and-google-over-fortnite-ban-as-internet-pioneer-tim-oreilly-and-pundits-call-for-ai-oversight/#7237260b5178> (2020.08.14時点)

ITメディア <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2008/29/news040.html> (2020/9/9時点) / ITメディア <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2009/06/news014.html> (2020/9/9時点) / 共同通信 2020/9/8配信

日本経済新聞 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN272NX0X20C21A8000000/> 「Appleが和解発表 アプリ備付け訴訟、独占批判で譲歩」

ITメディア <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2020/09/news014.html> (2020/9/9時点) / 共同通信 2020/9/8配信

Epic Games対Apple訴訟：主な論点と連邦地裁判決の概要

Epic GamesとAppleのApp storeを巡る問題における、主な論点と両者の主張

Epic Gamesの主張・立場

- Epic GamesにとってiOSは替えのきかない流通ルートであり、必要不可欠なプラットフォームである。
- Appleは、独自のアプリ配信サービスや決済システム等の利用を義務付け独占している。
- Appleによる不当な手数料により、価格が上昇し、イノベーションが停滞している。手数料が下がれば開発費が増やせる。
- 手数料30%は法外であると主張し、PC向け配信サービスであるEpic Games Storeでは手数料を12%に設定している。
- 長年30%の手数を支払ってきたが、Appleに再考を促すために指摘した。
- Appleの社内資料に、「App storeの営業利益率の推移を示したグラフがあった」と主張し、アップストアの粗利益率は77.8%に達していると指摘。

主な論点

Appleは
独占にあたるか？

利用者が不利益を
被っているか？

30%の手数は
割高か？

Appleの主張・立場

- 世界におけるAppleのシェアは15%であり、独占状態にない。スマホ市場は激しい競争に直面している。
- ユーザーはEpic GamesのゲームをPCやゲーム機でも利用することが可能で、競合が多くAppleは独占していない。
- Appleは、App storeでの審査を通してアプリの安全性を確保しており、ユーザーやアプリ提供者の利益に繋がっている。
- 手数料は、同等の機能を提供する事業者と比べて、同等かそれ以下の水準である。
- 安全性確保のために必要な手数料である。
- 長年に30%の手数を支払ってきたのにも関わらず、2020年に突如指摘してきたのは、単にコスト削減が目的なのではないか
- App store単独での収支は計算していない。

2021年9月10日の連邦地裁判決の結果

- 裁判所はデジタルモバイルゲーム取引市場を関連市場とする考え方を採択し、連邦・州のシャーマン法に基づいて当市場においてAppleは独占企業ではないと判断した。
- しかし、同社のアンチステアリング行為(外部のウェブサイトでの購入を誘導するようなボタンの表示や外部リンクを貼る行為(アウトリンク)の禁止)は、カリフォルニア州不正競争防止法に違反しており、消費者選択を違法に阻害しているとの判決を下した。
- App Storeの手数料30%であることはAppleに市場支配力があることを証明できるものではないが、Epic GamesがAppleに手数料30%の支払いを怠ったことは契約違反である。

(参考) 連邦地裁判決のポイント 3/6

2021年9月10日連邦地裁判決結果：論点3 Appleはアンチステアリング行為を行っているのか

Epicが告発を行った「Appleの支払いチャネルに対する制限」に関しては、自社の決済システム利用の強制は不正競争防止法違反であるとの判断が下された。

Epic Gamesの主張・立場

- アプリストア経由での購入に際して、アプリ内課金システム以外での決済を認めるべき
- iPhoneユーザーにもエピックゲームズのプラットフォームを利用してソフトウェアのアップデートやアイテム購入を可能にすべき

Appleの主張・立場

- アプリ内課金なしに手数料徴収はできず、さもなければゲーム開発者に対して報酬を支払いを要求する必要がある
- アプリ内課金を否定された場合には訴訟でしか手数料を回収できない

判決・命令

- Appleのアンチステアリング行為(外部のウェブサイトでの購入を誘導するようなボタンの表示や外部リンクを貼る行為(アウトリンク)の禁止)は、重要な情報を消費者から隠し、消費者の選択を違法に阻害している
- アンチステアリング行為※はプラットフォーム間の取引の代替を妨げる効果があるため、反トラスト法のポリシーと精神に違反する
- 具体的にはアンチステアリング行為にはアプリ開発者がApp Storeに代わる低コストのユーザーを促進する現実的な方法や、アプリ内購入に対するAppleの30%の手数料を阻止することが含まれる

- Appleは90日以内に、開発者がアプリ内に他の支払い方法へのリンクを含めることを開始し、Apple以外の課金方法への誘導を禁じる規約の見直しすることを命ずる

※アンチステアリング行為はカリフォルニア州不正競争防止法が禁止する行為としてみなされている

Apple、Epicとの訴訟が終わるまでは支払いオプションのリンク禁止を維持できることに

🕒 2021年12月09日 12時48分 公開

[ITmedia]



PR [ドメイン駆動設計 | ドメインのモデル設計を手を動かし学ぼう](#)

米Appleと米Epic Gamesとの訴訟で12月8日（現地時間）、Appleが求めていた9月10日の差止命令の保留が認められ、控訴裁での裁判が完結するまでの間は引き続きAppleは開発者によるApp Store外部での支払いオプションのアプリ内リンクを禁止できることになった。

公開されている第9巡回区控訴裁判所の命令停止文書には、Appleの申し立てを認め、「控訴の判決が出るまで、part (i) of paragraph (1) の命令を停止する」とある。

広告IDの利用制限

▶ 広告ID（広告識別子）とは

広告配信目的で利用される、端末ごとに割り振られる固有ID

iOS端末の場合、IDFA（Identifier for Advertising）

AndroidOS端末の場合、AAID（Google Advertising ID）

▶ 広告配信目的でのみ利用可能。ユーザによるリセットが可能。

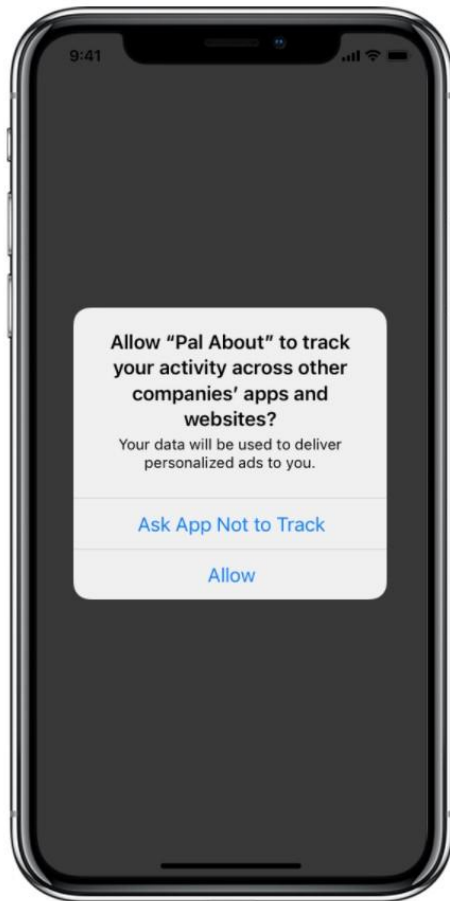
ADPLA 広告識別子および優先順位；広告ネットワークAPI：

3.3.12 デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション（ならびにデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者）は、広告をするためにのみ、広告識別子および広告識別子の使用を通じて取得したあらゆる情報を使用することができること。ユーザーが広告識別子をリセットした場合、その後、デベロッパは、直接または間接を問わず、以前の広告識別子および派生情報とリセットされた広告識別子との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことについて同意すること。

▶ Cookieとの違い

Cookieはブラウザ単位で付与されるのに対し、広告IDは端末（デバイス）ごとに付与される

▶2021年4月のiOS14.5より、IDFAの利用は要事前同意（オプトイン）となった。



よくある質問

トラッキングに同意しなければ機能を利用できないようにしたり、Appによるトラッキングの説明画面の中でインセンティブを提示して、ユーザーに同意を促したりすることはできますか？

いいえ。[「App Store Reviewガイドライン」の3.2.2 \(vi\)](#)で禁止されています。

トラッキングの許可を求める画面を表示する前に、トラッキングを許可してほしい理由をユーザーに説明することはできますか？

はい。データの使用方法を明確に説明する限りは許容されます。[「App Store Reviewガイドライン」の5.1.1 \(iv\)](#)の規定により、Appではユーザーのアクセス許可設定を尊重する必要があります。**不要なデータアクセスに同意するようユーザーを誘導したり、だましたり、強制したりすることはできません。**

▶ 広告ID利用に関する同意を取得するために、ユーザを誘導したり、だましたり、強制したりする「ダークパターン」はガイドラインで禁止されている

▶ ダークパターンの類型

坂本一仁「[アプリのトラッキング許可に対するダークパターン調査](#)」(2021/7/19)より

- ・「〇〇のサービスを今後も無料で提供する」「許可しないと、あなたに合わない広告が引き続き表示される可能性があります」と善意に働きかけたり、不便を連想させる
- ・「許可するとより興味関心に合った情報」「お客様に適切な情報を配信するために使用します」等とポジティブな影響のみが強調されている
- ・「許可」に○印を付けたり大フォントやカラーで強調したりしている
- ・「『トラッキングを許可』お願いします」とIDFA許可を懇願している

▶「ダークパターン」はAppStoreガイドラインで禁止されている

Reviewガイドライン

3.2.2 (vi) Appでは、ユーザーが対価を支払ったコンテンツを、追加作業（ソーシャルメディアへの投稿、連絡先のアップロード、Appを特定の回数開くことなど）を実行しなくても入手できるようにする必要があります。**Appは、ユーザーにAppの評価やレビュー、ビデオの視聴、他のAppのダウンロード、広告のタップ、トラッキングの有効化を求めるべきではありません。また、機能やコンテンツへのアクセス、Appの利用、（ギフトカードやコードを含むがこれに限らない）金銭やその他の報酬を受け取るために、同様のアクションを取ることもユーザーに求めるべきではありません。**

5.1.1(iv) アクセス：Appでは、ユーザーのアクセス許可設定を尊重しなければなりません。**不要なデータアクセスに同意するようユーザーを巧みに誘導したり、だましたり、強制したりすることはできません。**たとえば、ソーシャルネットワークに写真を投稿できるAppで、マイクへのアクセスに同意しなければ写真をアップロードできない仕様とすることは許可されません。可能であれば、アクセスに同意しないユーザー向けに別の方法を用意してください。たとえば、位置情報の共有に同意しないユーザーには、住所を手動で入力できる機能を用意することができます。

⇒GDPRやCCPA上も、ダークパターンにより取得した同意は有効な同意とみなされない可能性がある点に留意する

デジタルプラットフォーム取引透明化法の概要

デジタルプラットフォーム取引透明化法をまとめると

▶特定のデジタルプラットフォーム（DPF）を規律の対象として指定する法律。
2021年2月1日に施行された

▶2022年1月現在、規制対象とされる特定DPFは以下の5つ
アプリストア App Store・Google Playストア
オンラインモール Amazon.co.jp・楽天市場・Yahoo!ショッピング

▶特定DPFが自ら透明性・公正性に向けた自主的な取組を行うことを原則とし、
国の関与や規制は、規制の大枠を定めるなど必要最小限とする（共同規制）

▶特定DPFは毎年度、自己評価を付した報告書を提出（毎年5月末日まで）。
行政庁は報告書などをもとにモニタリングレビューを行い、報告書の概要ととも
に評価の結果を公表する。独禁法違反のおそれがあると認められる事案を把握
した場合、経産大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請する

▶特定DPFは、①アプリ審査基準などを開示する義務のほか、②アカBAN、ア
プリBANや審査リジェクト、規約の変更などをする際は、その内容や理由を開
示する義務を負う。デベロッパーはこれらの理由について、日本語で翻訳した
内容を求めることができる

アプリ審査基準などの提供条件開示義務

【開示が義務づけられる提供条件の一例】

- ・取引を拒絶することがある場合は、その判断基準
(アカウント停止、アプリの審査リジェクトや削除の基準となる審査ガイドラインなど)
- ・検索順位等の決定に用いられる主要な事項。金銭の支払いが順位に影響を及ぼす可能性がある場合はその旨を含む
(検索順位やランキングの決定要素となる主要な事項) [▶Apple](#) [▶Google](#)
- ・アプリの売上額の推移などのデータを取得し、または利用する場合はデータの内容や取得・使用条件
- ・売上金の支払いを留保する場合はその内容や条件

アプリストア運営事業者は、

- ・ 利用者にとって明確かつ平易な表現を用いて提供条件を記載する義務
- ・ 提供条件に日本語の翻訳文を付すこと。開示時に翻訳文を付すことができないときは、期限を明示したうえで、その期限までに翻訳文を付す義務を負う（規則5条）

事前の開示義務（アカウント停止時の事前開示）

▶アカウント停止をする場合（取引の全部拒絶）

⇒「アカウント停止を行う旨とその理由」を、
「当該停止を行う30日前までに」デベロッパに開示しなければならない（法5条4項2号、規則10条1項3号）

※理由通知及び事前通知義務の例外

- i. 通知の相手方が反復して取引条件違反を行い、特定デジタルプラットフォームの事業の運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- ii. 通知の相手方が暴力団員等であるおそれがあると認められる場合

※理由通知義務の例外

- i. 法令等により取引の全部拒絶等を行う場合であって、理由を通知することで消費者等の正当な利益を害するおそれがあると認められるとき

※事前通知義務の例外

- i. 法令等により取引の全部取引拒絶を行う場合であって、速やかに行う必要があると認められるとき
- ii. サイバーセキュリティの確保、詐欺その他侵害行為、公序良俗に明らかに反する行為等への対応のため、速やかに全部取引拒絶を行う必要があると認められる場合

事前の開示義務（規約変更時の事前開示）

▶デベロッパー規約の変更など、提供条件の変更を行う場合

⇒「変更後の内容と変更する理由」を、
原則15日前に開示しなければならない

- ①提供条件の変更に伴い、デベロッパーに作業や調整が生じる場合には、当該作業や調整に必要となる合理的な期間
- ②そうでない場合は原則15日前。ただしデベロッパーが変更内容に同意した場合は、15日経過したものとみなす（法5条4項1号、規則10条1項1号2項、2項）

※ 事前通知義務の例外

- i. 変更内容が極めて軽微な場合
- ii. 法令等により、速やかに提供条件の変更を行う必要があると認められる場合
- iii. サイバーセキュリティの確保、詐欺その他侵害行為、公序良俗に明らかに反する行為等への対応のため、速やかに提供条件の変更を行う必要があると認められる場合

行為時の開示義務（特定の行為時の理由開示）

- ▶ アプリ審査においてガイドラインに記載がない作業を強いる場合
（**ガイドラインに記載がない要求など**）
→その内容及び理由
- ▶ **アプリ**の審査リジェクト、削除（取引の一部拒絶）
→その内容及び理由
- ▶ 売上金の支払を留保する場合
→その内容（金額及び期間を含む）及び理由
(以上 法5条3項、規則8条9条)

※ 上記に関する理由通知義務の例外

- i. 通知の相手方が反復して取引条件違反を行い、特定デジタルプラットフォームの事業の運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- ii. 通知の相手方が暴力団員等であるおそれがあると認められる場合
- iii. 法令等により取引の一部拒絶等を行う場合であって、理由を通知することで消費者等の正当な利益を害するおそれがあると認められるとき

開示理由について**日本語の翻訳文**を求めることができる

- ▶ 特定の行為を行う際に開示される理由等は、デベロッパーにとって明確かつ平易な表現が用いられなければならない。
- ▶ 理由等が日本語以外で開示された場合、デベロッパーは日本語で翻訳した内容を求めることができる
(規則7条1項)

→アプリ開発者と透明化法に関する詳細については「[アプリ開発者が知っておくべきデジタルプラットフォーム取引透明化法のポイント](#)」もご参照

【参考】デジタルプラットフォーム取引相談窓口の運用状況（令和3年度上期）

- 令和3年度上期（令和3年4月1日から同年9月30日まで）にデジタルプラットフォーム取引相談窓口に寄せられた情報提供件数は（注1）、1,601件
（注1）情報提供件数は、各窓口において情報の内容に応じてカウントされた件数であり、ポジティブな内容やネガティブな内容等を含む。
- このうち、利用者から窓口へ電話等により寄せられた相談・情報提供が245件、相談窓口が行ったヒアリング等により寄せられた情報提供が1,356件。

- 情報提供の内容別の内訳は、以下のとおり。 ※割合は、各窓口における情報提供件数に占める割合。

・オンラインモール利用事業者向け窓口

「取引の全部拒絶（アカウント削除等）に関する事項」	82件（17%）
「取引条件の変更に関する事項」	41件（9%）
「検索順位・ランキング等に関する事項」	39件（8%）

・アプリストア利用事業者向け窓口

「取引条件の変更に関する事項」	235件（21%）
「検索順位・ランキング等に関する事項」	218件（20%）
「取引の一部拒絶（出品禁止等 ^{（注2）} ）に関する事項」	203件（19%）

（注2）アプリの公開前審査のリジェクト、アプリのストアからの削除など

※ なお、上記情報提供には苦情・紛争の処理体制・手続に関する指摘も含まれるところ、当該指摘に係る件数は392件（全窓口計）。

情報提供件数の内訳（内容別・窓口別）

令和3年度上期（令和3年4月1日から同年9月30日まで）

分 類	オンラインモール 利用事業者向け 窓口	アプリストア利 用事業者向け 窓口	経済産業省 Webフォーム	合 計
①取引の全部拒絶（アカウント削除等）に関する事項	82	10	9	101
②取引の一部拒絶（出品禁止等）に関する事項	26	203	3	232
③プラットフォーム事業者が提供する別の有料サービスの利用要請に関する事項	5	46	0	51
④検索順位・ランキング等に関する事項	39	218	0	257
⑤プラットフォーム事業者によるデータの利用に関する事項	3	30	1	34
⑥商品等提供利用者（利用事業者）によるデータの利用に関する事項	12	1	0	13
⑦商品等提供利用者（利用事業者）から苦情の申出又は協議の申入れをするための 方法に関する事項	22	97	0	119
⑧最恵国待遇の要請（※）の要請に関する事項 ※商品等提供利用者（利用事業者）に他の販売経路より有利な条件で販売させること	0	4	0	4
⑨自己又は自己の関連会社と異なる取扱いに関する事項	5	15	1	21
⑩一般利用者（消費者）からの返品等に関する事項	19	24	0	43
⑪売上金の支払留保に関する事項	1	3	0	4
⑫取引条件によらない取引の実施要請に関する事項	8	9	1	18
⑬取引条件の変更に関する事項	41	235	1	277
⑭提供条件等の開示方法（明確、訳文、参照容易）に関する事項	2	88	0	90
⑮その他の事項	209	115	13	337
合 計	474	1,098	29	1,601

注：情報提供件数は、各窓口において情報の内容に応じてカウントされた件数であり、ポジティブな内容やネガティブな内容等を含む。

- 2021年4月1日、デジタルプラットフォームを利用する事業者等の相談に応じ、解決に向けた支援を行うため、「**デジタルプラットフォーム取引相談窓口**」を設置。
- 本窓口では、取引上の課題などに係る相談への無料のアドバイス、弁護士の情報提供・費用補助を行うとともに、利用事業者へのヒアリング調査等も実施。

1. オンラインモール利用事業者向け窓口

公益社団法人 日本通信販売協会

- **オンラインモール**を利用する**出店事業者**向け
- 対応日時：平日9時～12時、13時～17時（土日・祝日等を除く。）
- <https://www.online-mall.meti.go.jp/>
- メール info@online-mall.meti.go.jp
- 電話 0120-088-004

2. アプリストア利用事業者向け窓口

一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム

- **アプリストア**を利用する**デベロッパー**向け
- 対応日時：平日9時～12時、13時～17時（土日・祝日等を除く。）
- <https://www.app-developers.meti.go.jp>
- メール info@app-developers.meti.go.jp
- 電話 0120-535-366

3. デジタルプラットフォームに関する取引実態や利用状況についての相談・情報提供窓口

経済産業省Webフォーム

- **上記の分野以外**の**デジタルプラットフォーム**についても、取引上の課題等について、以下のウェブフォームから、経済産業省に情報や御意見をお寄せいただくことが可能。
- <https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/syomu-project/digital-platform>

本資料に関するお問い合わせ

.....

STORIA法律事務所 東京オフィス

弁護士 杉浦 健二

Mail k-sugiura@storialaw.jp

URL <https://storialaw.jp>

TEL 03-6711-5160

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル6階